

## 欧州委員会、欧州の商標システムの全般的機能に関する報告書を公表

2011年3月9日

JETRO テュッセルト・ルフセンター

欧州委員会は、3月8日、欧州の商標システムの全般的機能に関する調査研究報告書を公表した。

これは、去る2009年10月、欧州委員会がマックス・プランク知的財産法・競争法研究所に対して調査研究を委託していたところ、今回その結果が公にされたもの。また同時に本調査研究の基礎資料となったドイツの大手世論調査機関であるアレンスバツハ世論調査研究所による共同体商標のユーザーを対象とした調査結果も公開されている。

ただし、欧州委員会は、本報告書は、同委員会の公式な立場を示すものではなく、その文責は著作者であるマックス・プランク知的財産法・競争法研究所にあり、同報告書に基づいて委員会が行う提案の解釈に影響を与えるものでもないとしている。

本報告書は、欧州における商標制度に関する幅広い事項について調査・分析をしているが、特に興味深い点についての概要は以下のとおり。

### 1. 共同体商標制度と各国商標制度の関係

- ・ 共同体商標制度のユーザーのうち、共同体商標権者の41%、共同体商標出願代理人の59%が各国商標制度を同時にまたは単独で利用しており、各国商標制度は共同体商標制度を補完する重要な制度であることが伺える。
- ・ 各国商標庁の存在は、各国における機関として共同体商標制度と各国商標制度との補完・共存関係を保持する上で大前提となる。したがって、各国商標庁の将来的役割は、共同体商標制度と各国商標制度との補完及び競争関係の中で各国商標制度の強化発展にある。このためには、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)のリーダーシップの下、その多くにおいて既に取組みが行われているように、各庁のインフラ・能力・サービス・意思決定の一貫性向上や、ユーザーのための電子ツールや各国商標のサーチ用データベースの開発、審査基準や商品・サービス分類の整備等の各種施策を一層推進することが必要。
- ・ 各国商標庁の更なる将来的役割としては、権利行使の分野において、啓もう活動、セミナーの開催や専門家を対象とした教育プログラムの提供等の分野において一層の活動を行うことが可能であるほか、将来、欧州模倣品・海賊版監視部門(European Observatory)がOHIMへ移転されるべきところ、OHIMや税関当局と協力して模倣品に関する情報を交換することにより反模倣品関連施策へ間接的に関与することが考えられる。

### 2. 「真正な使用(genuine use)」の範囲

- ・ EU域内における使用の真正度に関しては、使用が一国の領域を越えていたか否かでは

なく、使用が真正な使用であったかが重要となる。このため、製品の性質や企業の規模などの事実関係を考慮した使用の性質と範囲に焦点が当てられるべき。

- したがって、共同体商標規則第 15 条の「真正な使用」については、欧州司法裁判所 (ECJ) によって築かれてきた判断基準を考慮に入れてケース・バイ・ケースで判断されるべき。領域を含む使用の範囲については、使用が真正か否かを判断するうえで関係のある要素の一つである。
- よって本研究では、共同体商標規則第 15 条の文言は改正せず、EU 域内における真正な使用の解釈について ECJ の解釈に委ねることを提案する。

### 3. OHIM における更新料の 50% を各国商標庁に配分した場合の影響とその配分割合

- 本研究は、各国商標庁の環境が整備され、特に有効に機能し適格性が維持されるための施策を強く支持する。したがって、更新料から生じる資金は各国商標システムの改善や各国商標庁のパフォーマンス向上やインフラ整備に用いられるべきである。
- 本研究は、更新料の半分に相当する額のうち 50% を全加盟国に対して均等配分し、残る 50% を商標出願数と国際登録数に比例してそれぞれの加盟国に配分することを提案する。

### 4. 相対的拒絶理由の職権審査

- 商標権者の約半数(48%)は OHIM が相対的拒絶理由の職権審査を行うことを選好し、現行どおり異議申立て後にのみ職権審査を行うことを維持することを選好したのは 27% にとどまった。他方、代理人は相対的拒絶理由の職権審査への変更を望んだのは 35% であったのに対し、現行の制度を選好するとしたのは 55% であった。
- 本研究は、示された意見が現行の権利の早期化という手法の変更を正当化するものではないとの立場をとる。現行制度は職権審査による拒絶をすることなく、先の共同体商標についての調査と国内商標についての選択的調査は、共同体商標規則が採用される際になされた妥協によるものであり、このようなシステムは当時も現在も受け入れられている。職権により商標間の現実の対立、特に先の商標が実際に使用されているか否かを評価することは、先の共同体商標のみならず先の各国商標をも考慮しなければならないため、OHIM の能力を超えている。

### 5. OHIM の将来的役割

- 主要な役割は今後とも EU の商標及び意匠登録であるべき。また、現在既に行われている各国の運用調和や各国商標庁と OHIM との協力などについては、その根拠が法的に明確にされるべき。
- 現在の役割に加えて、原産地名表示や地理的表示の登録や模倣品・海賊版対策をはじめとする、その他の多くの「調和」活動についても構想しうるが、これらはいずれも規則改正が必要となる。本研究はこれらの活動を実際に行うことについて確固たる立場を取

るものではないが、模倣品が主に商標と関連があるところ、この問題が広範なものであるという現状や OHIM とその職員の適性を踏まえれば、この分野における同機関の役割も想定されうる。

- ・ 「OHIM の予算は収支を合わなければならない」との規則を文言どおりに解釈すれば、現在4億ユーロの余剰金が存在する現状からすると更なる料金引下げが必須とも考えられる。しかし、共同体商標登録によって得られる「価値」や各国商標制度との共存にかかる懸念も考慮する必要がある。

<参考>

共同体商標規則 第15条（共同体商標の使用）

1. 登録後5年の期間内に、所有者が共同体商標の登録されている商品若しくはサービスにつき、共同体において共同体商標の真正な使用をしていなかった場合、又は5年間継続して使用を停止していた場合、当該共同体商標は本規則に定める制裁の対象となる。ただし、不使用について正当な理由があるときは、この限りでない。

（後略）

－ 欧州委員会域内市場・サービス総局の知的財産（商標）のウェブサイトは、以下参照 －  
[Study on the trade mark system in Europe](#)

－ 報告書は、以下参照 －

[Study on the Overall Functioning of the European Trade Mark System \(PDF\)](#)

－ OHIM からマックス・プランク研究所に対して提出された文書は、以下参照 －  
[欧州知的財産ニュース 2010年1～2月号 \(Vol. 36\)](#)

（以上）